

## 静岡県グリーン・ツーリズム協会西部支部規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、静岡県グリーン・ツーリズム協会西部支部(以下、支部という。)とする。

### (目的)

第2条 この支部は、西部地域の農林水産業体験施設、直売所、農林漁業体験民宿等が相互に連携し、静岡型グリーン・ツーリズムを推進するとともに、消費者の農業生産などに関わる理解と農業や食生活についての情報交換などを促進し、農林業の振興を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 この支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)西部地域のグリーン・ツーリズムの推進に関すること。
- (2)グリーンホリデーキャンペーン事業の実施に関すること。
- (3)消費者と生産者の交流会
- (4)会員への研修・講座の実施。
- (5)その他目的達成のために必要なこと。

第4条 この支部は、静岡県グリーン・ツーリズム協会に所属する西部支部の会員及び賛助会員をもって構成する。

### (役員)

第5条 この支部に次の役員を置く。

支部長 1名 副支部長 1名 会計 1名 監事 2名

- 2 役員は、会員の互選により選出する。役職については、役員協議により決定する。
- 3 役員名簿は、別表のとおり。

### (役員職務)

第6条 支部長は支部を代表し、会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の経理を担当し、その事務を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

### (役員任期等)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第8条 総会は支部長が招集し、議長は支部長が務める。

- 2 支部の議決は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は支部長の決するところによる。
- 3 総会は次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 事業の活動計画に関すること
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 規約の制定及び改正に関すること
  - (4) 役員を選任及び解任に関する事項
  - (5) その他支部長が必要と認められること

(役員会)

第9条 役員会は支部長が必要と認めるときに招集し、議長は支部長が務める。

- 2 役員会は役員により構成されるが、支部長が必要と定めた場合は役員以外にも参加することができる。
- 3 役員会は次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第10条 支部には、必要に応じて部会を置くことができる。部会長は、支部長が会員の中から指名する。

(事務局組織)

第11条 支部に事務局を置く。事務局は、支部長が所属する施設に置く(別表)。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、役員会において定めることができる。

(会計年度)

第12条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第13条 この支部の経費は、本部事務局より助成される支部活動費、助成金、自己負担金及びその他収入を持って充てる。

(雑則)

第14条 この規約に定められているもののほか、必要な事項は支部長が別に定める。

付則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

平成19年5月22日、第4条～14条一部改正